

払戻金について

当社よりご紹介した求職者が、入社後に求職者本人の事由により退職した場合、紹介先（求人者）の就業規則に基づき解雇となった場合には、当社は成功報酬に対しての払戻金制度を設けており期間に応じて払戻いたします。

但し、紹介先（求人者）の一方的な解雇、求職者に対する処遇及び労働条件が、採用決定時の労働条件と著しく異なることに起因する退職はこの限りではありません。

払戻率

退職時期	払戻率
入社から1か月以内	成功報酬の100%
入社から2か月以上3か月以内	成功報酬の75%
入社から3か月以上6か月以内	成功報酬の50%

◆払戻金については、その事由発生的事实を当社に書面で申し入れ、当社がその申し出を受領した月の翌月末に返金いたします。

◆海外人材を紹介した場合、在留資格交付申請費用、ガイダンス費用、渡航費、その他は成功報酬（紹介料）に含まれません。

◆海外人材の紹介で、海外人材（就労者）が失踪した場合は、管轄の警察署に失踪届が受理された日を退職日とします。

マンダレー・ヤマト合同会社